

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑧)

| 施策目標 | | 8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する | | | | | | 担当部局名 | 水管理・国土保全局 下水道部 | | | 作成責任者名 | 下水道事業課長 加藤 裕之 | | |
|------------------|--|---|----------------------|----------------------|----------------------------|---------|---|-----------|----------------|--------------------|---------------------------------------|--|------------------|---------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | ④ | 政策体系上の位置付け | 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 | | 政策評価実施予定時期 | 平成31年8月 | |
| 業績指標 | 初期値 | 実績値 | | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | | | |
| | | 目標値設定年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | | | | |
| 25 | 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 | 約33% | 平成22年度 | 約36% | 約38% | 約42% | 約44% | 約43% | B | 約50% | 平成28年度 | 【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の策定期間のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。 | | | |
| 26 | 下水汚泥エネルギー化率 | 約15% | 平成25年度 | — | 約15% | 約15% | 16% | 集計中 | B | 約30% | 平成32年度 | 【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込む。 | | | |
| 27 | 汚水処理人口普及率 | 約89% | 平成25年度 | — | 約89% | 約89% | 約90% | 約90% | B | 約96% | 平成32年度 | 【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を平成32年度までに約96%まで向上させることを目標として設定 | | | |
| 28 | 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率 | 約2% | 平成26年度 | — | — | 約2% | 約19% | 約62% | A | 100% | 平成32年度 | 【指標の定義】 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合 (分母)全都道府県数 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了 | | | |
| 29 | 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合 | 25% | 平成26年度 | — | — | 25% | 29% | 集計中 | A | 50% | 平成32年度 | 【指標の定義】 河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合=①/② ①:水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数 ②:河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数 【目標設定の考え方・根拠】 地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す | | | |
| 達成手段 (開始年度) | 29年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 29年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | | | | 関連する 業績指標 番号 | 達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム) | | | | |
| | | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | 28年度 (百万円) | | | | | | | | | | | |
| (1) | 社会資本整備総合交付金 (平成22年度) | 375 | 995,641 (990,139) | 873,313 (871,085) | 866,058 (864,909) | 828,643 | 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。 | | | | 26,27,29 | 社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース) | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----------|------------------------------|-------------------------------|--------------------|----------------|---|-----------------|--|
| <p>河川改修事業 (2) (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))</p> | <p>58</p> | <p>321,485 (319,055)</p> | <p>234,695 (234,066)</p> | <p>316,765</p> | <p>196,789</p> | <p>河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p> | <p>29</p> | <p>河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)</p> <p>平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p> |
| <p>下水道事業 (3) (昭和32年度)(関連29-①、⑫)</p> | <p>59</p> | <p>5,588 5466</p> | <p>5,319 (5,157)</p> | <p>5,280</p> | <p>5,284</p> | <p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p> | <p>26,27,28</p> | <p>—</p> |
| <p>下水道リスク管理システムの運用経費 (4) (平成13年度)</p> | <p>60</p> | <p>6 (5)</p> | <p>6 (5)</p> | <p>6 (5)</p> | <p>5</p> | <p>化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。</p> | <p>—</p> | <p>化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) 化学物質管理計画の策定割合</p> |
| <p>下水道分野の水ビジネス国際展開経費 (5) (平成21年度)</p> | <p>61</p> | <p>102 (102)</p> | <p>102 (100)</p> | <p>98 (91)</p> | <p>110</p> | <p>①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。</p> | <p>—</p> | <p>国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 我が国企業の下水道分野における海外受注案件数</p> |
| <p>下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費 (6) (平成28年度)</p> | <p>62</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>30 (30)</p> | <p>33</p> | <p>・コンセッション方式等のPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体の準備事業を支援するため、民間企業・地方公共団体の双方へヒアリングを行いつつ、実施方針や募集要項等の作成を行う。 ・コンセッション方式導入に関する課題の抽出と解決方策の検討を実施し、成果をとりまとめ、全国に水平展開する。 ・PPP/PFIを導入した場合の公費負担の抑制効果について、地方公共団体が簡易に算出できる方法を検討し、その成果をガイドラインとしてまとめる。</p> | <p>—</p> | <p>下水道におけるPPP/PFIの導入に関する技術資料の作成 コンセッション方式等の ・実施契約を締結 ・実施方針公表を予定 ・具体的に検討している案件の総数</p> |
| <p>施策の予算額・執行額</p> | | <p>37,883 (28,547)</p> | <p>35,549 (26,046)</p> | <p>37,395</p> | <p>26,288</p> | <p>施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)</p> <p>【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略2011-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)</p> | | |
| <p>備考</p> | | | | | | | | |

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。